

東京都公衆浴場対策協議会 (第21次協議会 第3回)

令和元年5月31日(金)

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後3時00分開会

○猪俣課長 それでは、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

東京都公衆浴場対策協議会の開催に当たりまして、前回の協議会を欠席だった委員の御紹介をさせていただきます。

足立区副区長の長谷川勝美委員でございます。

○長谷川委員 足立区の副区長の長谷川と申します。

私は今、千住に住んでおりまして、千住はまだまだ銭湯がたくさんあって、私も孫が来ると一緒に銭湯に行って、最近はミニプールといって、小さなプールで泳ぎの練習ができるお風呂屋さんがあって、楽しく使わせていただいております。

きょうはよろしく願いいたします。

○猪俣課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都福祉保健局長の内藤淳委員でございます。

○内藤委員 内藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○猪俣課長 ありがとうございます。

なお、本日は、岸上委員が、所用により欠席でございます。

本日は報道機関の取材予定及び傍聴の方がいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

また、東京都ではクールビズを推奨しておりますので、お暑い場合は、軽装にて御対応いただきますようお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。資料はタブレット端末にて御用意させていただきます。お手元のタブレット端末内の資料の御確認をお願いいたします。画面を左にスライドしていただきますと、次のページがご覧いただけます。横の画面になっておりますと、非常に見にくくなることもございますので、この場合は、お手数ではございますが、縦にしてご覧いただくことも可能となっております。

また、部分的に拡大してご覧になりたい場合は、その箇所を指で広げることも可能ですので、適宜御利用いただきたいと思います。

なお、操作がおわかりにならない場合につきまして、あるいは御不明な点などがございました場合、職員が近くにありますので、お声をかけていただければ対応させていただきます。よろしく願いいたします。

では、順次スライドさせておめぐりいただきながら、ご覧ください。

まず、最初の資料ですが、東京都公衆浴場対策協議会の次第。

続きまして、1ページと2ページ、資料1が「令和元年会計調査について」「令和元年調査浴場の概要」となっております。

3 ページ、資料 2 が「平成30年調査結果と平成29年実績比較」です。

4 ページ、資料 3 が「科目推計の考え方」です。

5 ページ、資料 4 が「令和元年科目推定一覧」です。

6 ページ、7 ページの資料 5 が「公衆浴場入浴料金原価計算表」、こちらは消費税率10%による試算と8%による試算で分けてございます。

8 ページ、資料 6 が「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」です。

9 ページ、10ページの資料 7 が「令和元年東京都公衆浴場入浴料金統制額について(案)」でございます。

そのほか、協議会委員名簿と協議会設置要綱となっております。

また、机上には、参考資料として紙でお渡ししておりますが「東京都公衆浴場活性化支援実証事業 平成30年度実績」をお配りしております。

配付資料につきましては以上でございますが、もし不備等がございましたら、お手数ではございますが、挙手いただければ、対応させていただきたいと思っております。

なお、お手元にお二人に1つマイクを御用意させていただいておりますが、順次御発言いただく場面等がございますので、済みませんが、お渡しいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、梅崎会長、よろしく願いいたします。

○梅崎会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、会議の公開についてお諮りいたします。従来どおり、この会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長 それでは、議事次第に従いまして、進めてまいります。

最初に、小委員会の報告ですが、その検討結果につきまして、会長を務めた私から、若干、御説明をさせていただきます。

小委員会の設置につきましては、前回の第2回協議会におきまして「協議会報告案の起草については、学識経験者委員で構成する小委員会を設置し、検討を付託する」と御決定をいただきました。

この決定に基づき、小委員会を、5月17日、午後4時から都庁内で開催いたしました。

小委員会では、会計調査と入浴料金の原価計算の算定結果に加え、10月1日からの消費税率の値上げ、社会経済状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場の利用者の負担など、広範囲にわたる内容について検討を行いました。

小委員会報告案については、後ほど皆様から御意見をいただければと思います。

それでは、最初に、会計調査報告について、公認会計士の高橋委員から、お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。よろしく願いします。

会計調査の結果につきまして、御報告いたします。

まず、資料1ページをご覧くださいまして、資料1「令和元年会計調査について」をご覧くださいと思います。

まず1番目の「調査浴場の概要」のところですが、(1)の選定条件に従いまして、都内の標準的な浴場40軒を選定し、その経営状況を調査いたしました。

選定しました40浴場の、経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は、その下の(2)調査浴場に記載のとおりとなっています。

次に、2の「調査方法等」のところでございますが、公衆浴場の経営者から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿、税務申告書等をもとに、経営状況について書面調査を実施するとともに、生活文化局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

次の2ページ目、資料1-①に「令和元年調査浴場の概要」をまとめております。

1から40まで番号が振ってありますが、このうち3浴場につきましては、今回新たに調査の対象となったところとなっています。

続きまして、3ページ、資料2をご覧ください「平成30年調査結果と平成29年実績比較」について、御説明いたします。

青くなっているところは「平成30年実績[A]」になっていて、右のほうが前年の「平成29年実績[B]」ということになりますけれども、平成30年実績と平成29年実績を比較しますと、収益では、まず、1番の入浴料金収入が、14万8,905円増加しております。これは、平均入浴人員が増加していることによる増加と考えられます。

次に、2番目の営業外収入ですが、減少しております。これは昨年29年にあった国税の還付金が今回は少なかったため、そういった理由による減少などと考えられます。

3番目の補助金の減少は、都及び区市からの補助金や、燃料費補助の利用の減少によるものと考えられます。

4番の特別利益の減少は、保険の返戻金が少なかった影響と考えられます。

次に、その下の縦に「営業費用」と書いてありますけれども、その営業費用についての説明です。

まず、5番目の人件費ですが、この減少は、国の調査結果に基づいた人件費総額をここに織り込みますので、それが前年に比べて低下している影響と考えられます。

7番目、8番目あたりの光熱費・燃料費の増加は、原油価格の上昇による料金の燃料費調整額の増加や電気料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇による影響だと思われます。

9番目の減価償却費の増加は、浴場の改修や設備を更新したところがあった影響と思われます。

11番目の修繕費の増加は、平成30年度の修繕等の増加によるものと思われます。

以上、収益合計と費用合計の収支差から、事業報酬を差し引いた平成30年の過不足額は、一番下の最後の行になりますけれども、68万1,652円の赤字となっております。

会計調査の結果は、以上のとおりになります。

○梅崎会長 次に、資料3の「科目推定の考え方」から、資料6の「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで、一括して、事務局から説明をお願いします。

○猪俣課長 それでは、説明させていただきます。

4ページの資料3をご覧ください。

この資料は、平成30年の実績額をもとに、令和元年の推定額を算出する際の基本的な考え方を整理したものです。

左の欄には科目がございまして、その右欄には消費税率8%のままで、消費者物価指数などの変動要素を反映して算定した結果を、その右欄にはこれらの変動要素に加え、消費税率引き上げ2%増、消費税率10%となつてございしますが、そちらで算定した結果を掲載してございます。

ただし、消費税率10%の欄は、消費税率の引き上げが、本年10月1日に予定されているため、消費税引き上げが加味される科目については、10月1日から翌年の3月31日までの6カ月分、いわゆる半年分を反映した結果となつてございます。

それぞれの推定基礎は、各科目の推定額を算定する際の考え方について、記載させていただいております。

順次説明させていただきます。まず、収益の「1 入浴料金収入」から「4 特別利益」までは、平成30年の実績どおりとしています。

次に、費用でございしますが、「5 人件費」につきましては、毎月勤労統計調査の現金給与額をもとに、政府発表の経済指標、雇用者報酬2.9%増で算定しております。

「6 用水費」は、6カ月分を消費税率2%増で算定しております。

「7 光熱費」につきましては、東京電力が発表している燃料費調整分を含む電力量料金単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等から変動率を算定しております。

燃料費調整は、火力発電に必要な燃料、原油、液化天然ガスなどの価格変動を電気料金に反映しているものですが、今後も値上がりが続くものと推察されます。

一方、電気料金の一部である再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によって、電力の買い取りに要した費用を、電気の使用量に応じて負担するものですが、ことしの5月分から1キロワットアワーにつき2.95円となり、昨年より0.05円引き上げられます。

以上のことから、電気料金全体としましては、消費税率10%を含むと6.11%の増になると推定しております。

次に「8 燃料費」ですが、燃料費のうちガス価格については、東京ガスが発表している1立方メートル当たりの単位料金から変動率を算定して13.09%、廃油価格につきましては0.93%、推定増としております。いずれも、消費税率10%を含んだ推定額となります。

ガス料金につきましては、電気料金と同様、原油価格や為替レートによる液化天然ガス等の原料費の変動に応じて、毎月調整が行われる原料費調整制度がありますが、原油価格

等が上昇しており、今後は、昨年に比べて増額になるものと考えられます。

「9 減価償却費」につきましては、実績どおりです。

「10 地代・家賃」につきましては、東京都主税局が算出した公衆浴場における固定資産税の増減から、土地0.3%増、家屋0.6%減で推定し、家賃については、さらに、6カ月分を消費税率2%増で算定しております。

「11 修繕費」につきましては、消費者物価指数1.1%増と6カ月分を消費税率2%増で算定しております。

「12 公租公課」につきましては、東京都区部の固定資産税の増減と6カ月分を消費税率2%増で算定しております。

「13 保険料」は、実績どおりです。

「14 備品・消耗品費」につきましては、消費者物価指数1.1%増と6カ月分を消費税率2%増で算定しております。

「15 会費・交際費」につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会などの会費がほとんどを占めていることから、実績どおりとしております。

「16 その他の諸経費」につきましては、消費者物価指数1.1%増と6カ月分を消費税率2%増で算定しております。

「17 営業外費用」から「21 事業報酬」までは、実績どおりとしております。

その結果、5ページをご覧いただきたいのですが、資料4「令和元年科目推定一覧」の推定結果となっております。

次に「公衆浴場入浴料金原価計算表」と「入浴料金体系の構成」について御説明いたします。

6ページ、資料5をご覧ください。細かくなって見にくくなっているかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

平成30年の実績欄は、会計調査報告の数値でございます。

令和元年推定欄をご覧くださいますと、収益合計が一番上から6番目の欄あたりにございますが、2,154万1,844円に対し、下から6番目あたりにございますけれども、2,176万1,841円が費用合計となっております、その収支差は21万9,997円となっております。

ここから事業報酬を差し引きますと、下から2番目で、143万4,175円の不足が生じます。

この不足額を解消するためには、所要値上げ率欄にある、7.561%の料金値上げが必要となります。

次に、大人、中人、小人、それぞれの別の料金についてでございますが、表外の右側の「公衆浴場入浴料金体系構成方法」の2番、3番にございます。こちらをご覧ください。

まず、東京都における平成30年の平均世帯人数、2番、3番の計にございますが、こちらが2.92人となっております、これに令和元年調査対象浴場の1週間の実態調査によりまして、大人、中人、小人の利用者の割合を調査しました結果を当てはめると、大人が2.82人、中人が0.05人、小人が0.05人という内訳になります。

これに、先ほどの推定所要値上げ率の7.561%を乗じて料金を算定いたしましたのが、3番の「改定料金体系の構成(案)」の結果となります。真ん中のところに495.13円、180円、80円とございますけれども、こちらとなります。

第2回協議会で、業界団体の代表の方から、大人料金に合わせて、中人料金、小人料金についても値上げの御要望がありましたが、5月17日の小委員会において総合的に判断いたしました結果、今回は、値上げする場合でも、大人料金にのみ反映することで御意見が一致いたしましたので、案は、推定所要値上げ率を大人料金にのみ乗じて算定した3番を採用しております。その結果、消費税率10%の場合、現行の460円から495.13円という形になっておりますので、35.13円を引き上げて、495.13円という試算結果になってございます。

また、その下の囲みの部分にございますように、消費税率8%では、490.65円となりますので、消費税率10%との差4.48円が消費税率2%引き上げによる影響額となりますが、消費税率10%は6カ月分で算定しておりますので、この4.48円を2倍いたしました8.96円が引き上げによる影響額となります。

参考資料としては、7ページに、消費税率8%の場合の料金を算定した結果を添付させていただきます。

なお、8ページのページ下部のところの算定式が、申しわけございませんが、少し切れてしまっているようでございますが、こちらにつきましては、6ページの資料5の下にございます算定式と同じでございますので、そちらを御参照いただければと思います。

次に、8ページの資料6をご覧ください。

こちらをご覧くださいますと、平成18年、20年、26年、網かけになってございますが、こちらの年に統制額を改定しております。平成18年の統制額との乖離額は35円、平成20年の乖離額は50円、平成26年は35円となっております。

このように、これまでは、統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が、厳密に言いますと、1円未満は切り捨てた形になりますが、30円を超える状況において、統制額の引き上げを行ってきたという経過がございます。

長くなりまして申しわけございませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

○梅崎会長 ここまでの報告につきまして、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、小委員会において、協議会報告案を取りまとめましたので、事務局から読み上げてまいります。

○猪俣課長 ありがとうございます。

それでは、お手元の9ページ、資料7をご覧ください。読み上げをさせていただきます。

令和元年東京都公衆浴場入浴料金統制額について(案)

本協議会は、知事から検討を依頼された令和元年東京都公衆浴場入浴料金統制額につ

いて、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえ、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式により行った。その結果、今年度導入予定の消費税率も加味すると、推定所要引上げ率は7.561%と算定された。これを踏まえ試算すると、大人料金で現行の統制額460円との乖離額が35円になるとの結果となった。

2 経済情勢等その他の入浴料金統制額を検討するに当たって配慮すべき事項

(1) 現行の入浴料金については、平成26年7月に大人料金を10円値上げした後、4年間据え置きとなっている。

消費税率については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられ、本年10月1日には、8%から10%に引き上げられることが決定されている。

(2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費や光熱費は、昨年より値上がりが続いており、これまでの動きをみると、このまま推移すると推察される。また、備品や消耗品（衛生管理用品等を含む）も値上げしており、公衆衛生経営は厳しさを増している。

(3) 政府の消費者物価指数見通しで今後も物価の上昇が見込まれる。都民の家計負担がさらに増すことが予想される中、入浴料金の引き上げは、家計への影響が大きい。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを検討した結果、改定は止むを得ないものとし、消費税率引き上げに伴う税負担相当額を反映させることとした。

以上を総合的に判断して、大人料金を10円値上げし、中人料金と小人料金については、家計への影響を考慮して、据え置くことが適当であるという結論に至った。

統制額改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて10月1日の予定とする。

ただし、万一、消費税率の引き上げが延期された場合には、延期時期が年度（令和2年3月）内であればそれに合わせて引き上げ、来年度（令和2年4月）以降であれば、改めて本協議会で検討することとする。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場の地域における地域交流の拠点としての役割及び有用性を

十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

(1) 公衆浴場組合員が一丸となった取組により、平成30年に浴場施設内の禁煙化を100%達成したことは高く評価する。また、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備についても長年の取組により、80%近くまで推移したことは評価する。これを引き続き維持していくとともに、今後も、利用者ニーズや利便性に配慮した様々なサービスの向上に努めること。

(2) 今回の統制額の改定に伴う入浴料金の値上げ後、利用客数や利用客の反応について調査するなど、値上げが及ぼす影響を把握し、利用客を拡大するために経営努力を続けること。

(3) ここ数年、銭湯を舞台にした映画、テレビドラマ、情報番組等において、銭湯が頻繁に取り上げられるなど、社会における関心は高く、業界全体に大きな追い風が吹いている。

こうした追い風を大きなチャンスと捉え、個々の浴場が創意工夫を凝らし、利用者拡大を図ること。

また、昨年度から東京都が実施している公衆浴場活性化支援実証事業等も活用し、公衆浴場の活性化や後継者育成などに取り組み、事業の継続に努めること。

(4) 公衆浴場組合では、すでに、ホームページやSNS、PR動画を活用し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信している。

また、来年夏に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本の入浴文化である「銭湯」を知ってもらい、世界に発信していく絶好の機会である。公衆浴場組合では、2020年に向けた東京都の文化の取組である「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の中で、「TOKYO SENTO Festival 2020」を企画し、公衆浴場を舞台にしたアートイベントの準備を進めている。

こうした利用者拡大に向けた公衆浴場組合の努力を高く評価するとともに、今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広めるため、引き続き取組を進めること。新たな取組についても検討を期待する(例えば、支払方法のキャッシュレス化など)。

(5) 公衆浴場が地域に根差した拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業、認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具のLED化等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。

以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

以上で、小委員会の報告は全て終了いたしました。

それでは、報告案の審議・決定に入ります。

まず、業界代表委員から、御意見を申し上げます。

近藤委員、よろしく申し上げます。

○近藤委員 小委員会の御検討、ありがとうございます。まずはお礼を言いたいと思います。

そして、資料の中の9ページ目、10ページ目と説明がありましたけれども、全くそのとおりだなと。よく我々の業界のことを把握されて考えていらっしゃるなということがわかりました。

それプラス、災害のときには、もうちょっと我々浴場業界が入浴支援をできるようになるということ、さらにプラスで私たちは考えております。

この今の説明を伺いまして、特に反論ということは全くありません。

○梅崎会長 続きまして、利用者代表の委員から御意見を伺います。

こちらから回りますので、まず、池田委員、よろしく申し上げます。

○池田委員 小委員会での取りまとめ、どうもありがとうございます。

この取りまとめに至るまでの資料などの説明を聞きまして、この統制額、大人料金10円の値上げに関しては、仕方がないかなという気持ちで聞いておりました。中人と小人は据え置くということで、そこは値上げにならなかったことはよかったと思っておりますので、この結果で私は賛成したいと思います。

そして、協議会の意見として5つ出されておりますが、そのことも本当に書かれているとおり、私もそのように頑張って進めていってほしいと思います。

以上です。

○梅崎会長 続きまして、若月委員、お願いします。

○若月委員 もともとの乖離額が35円になるという推定が10円の値上げということで、消費税も上がるということですし、これはやむを得ないかなとも思います。この先もきっちり見守っていくということで、まずは納得したいと思います。

あとは、これからも頑張っているいろいろなことを改善してねという要求がありましたが、そこは本当にもっともだと思えます。皆さん、家族経営でいろいろなことが大変だということも用意された資料にも書いてありました。それは想像に難くないですが、創意工夫して乗り切っていただきたいと思えます。

○梅崎会長 次に、平石委員、お願いします。

○平石委員 説明を聞きまして、よくここまでやってくれたなと思っております。やはり衛生面から考えても、公衆浴場というのは非常に大事なことなのだろうと思えますし、昨今、また燃料費等の関係もありますし、なかなか厳しい状況の中で経営をしていかなければいけないというのは非常にかわいそうに思いますが、今回の部分については、やむを得ないのかなと思えます。

ただ、今後、地域の中で浴場組合とどのような連携をとっていくのかということも非常

に大事なのかなと思います。いろいろな部分で浴場組合様からお話がありますけれども、それをさらに地域の中で活用していくことができるよう、もっともっと進めてほしいなどお願いしたいと思います。

以上です。

○梅崎会長 続きまして、山下委員、お願いします。

○山下委員 ただいま小委員会の御報告を伺いまして、大変よくまとめてくださって、ありがとうございました。大人の10円値上げということで、私はこの前から何となく心情で上げてあげたいなということを大分意見で申し上げましたけれども、今回10円上がったということで、家計としてはいろいろと大変になるのかなと思いますけれども、組合の方にはよかったのではないかと思います。

それから、いろいろと今、お話をいただきまして、大変いいお話がたくさん出ていまして、災害の折の入浴支援ということが出ておりました。そういうことは本当に大切なことだと思いますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思っております。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続いて、関係行政機関の皆さんは、いかがでしょうか。

初めに長谷川委員、よろしくをお願いします。

○長谷川委員 私も今、小委員会の報告を聞いて、消費税が10%になるということで、さまざま燃料費等も高騰する。一方、都内の公衆浴場の減少に歯どめがかかっていない状況というのは非常に危惧しておりますので、小委員会の報告どおり、大人の10円の値上げということについてはやむを得ないのではないかと考えております。

特に、先ほど利用者の委員からもありましたけれども、中人、小人についての据え置きということも、これから若い人たちにも利用していただくということを配慮すると、十分な配慮がされたかなと思っております。

特に、最後のほうにいろいろ公衆浴場の利用促進ということで、実は足立区においては、区役所の庁舎ホールで銭湯展を開きまして、銭湯の背景の中で写真が撮れるとか、さまざまな仕掛けをすると、結構来場する区民の方々がそこで写真を撮ったりということで、かなり反響がありましたので、区としても、ぜひ公衆浴場、銭湯の魅力については、業界の皆さんと一緒に発信に努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

続いて、笹井委員、お願いします。

○笹井委員 武蔵野市の笹井でございます。

まずは、小委員会で御検討された委員の先生方の御努力に感謝を申し上げたいと思います。

大人料金の10円改定については、了解をしたいと思っております。

3点ばかり、業界団体さんにお問い合わせがございまして。最後の10ページのところにもあるのですけれども、まず2番目の利用者数の変化、それから、反応については、業界団体さんとしても調査分析をお願いしたいと思っております。ここにはTOKYOオリンピック2020の話がありますが、今年度はラグビーワールドカップがございまして、武蔵野市もスタジアムのシャトルバス拠点として武蔵境が指定をされておりますし、ロシアの選手団のキャンプ地でもあるということで、そういう意味では、外国人、インバウンドの中で、公衆浴場さんがどのような経済効果を果たすのかということも大きな関心があります。もし外国人利用者の把握ができるのであれば、そういうこともお願いをしたいというのが1点目でございます。

2点目は、(4)のところに書いてあるのですけれども、非常に経営的には難しいかもしれませんが、私は前回の近藤委員のお話が非常に興味深くて、外国人の方がいらっしやっただけでも、現金をお持ちになっていなくて、そこに居合わせた日本人の御利用者さんが外国人の方の利用料金を立てかえて払ったという話が、美談も含めて現実なのだろうと思います。キャッシュレス化については、恐らく今後の国際化の進展を考えますと、どの業態であったとしても問われてくる問題ではないかと思っておりますので、このキャッシュレス化についても、ぜひ推進をお願いしたいと思っております。

3点目、10ページで言うと(5)でございます。武蔵野市も公衆浴場を中心として高齢者の健康増進・介護予防事業を展開しておりますが、銭湯の数が年々減っていく中で、そういった地域の拠点、コミュニティの拠点としての公衆浴場の位置づけといったものは、今後も引き続き重要な要素になってくると思っておりますので、ぜひ開かれた公衆浴場、地域の拠点としての機能、そういう公益性について着目をしながら、業界としても進んでいただきたいと思っております。

○梅崎会長 ありがとうございます。

内藤委員、お願いします。

○内藤委員 まずは小委員会の御検討、お疲れさまでございました。

報告案につきましては、異論はございません。合理的なものと認識いたしました。

私は今回初めて参加させていただいております。特に福祉保健、保健衛生をつかさどるセクションにおるものですから、浴場組合の皆様におかれましては、日ごろから、まさに都民の健康の維持、施設等の衛生的な管理に御尽力いただいておりますこと、改めて、この場をかりてお礼申し上げたいと思っております。

また、昨年度、私どもの条例改正の際に御協力いただきましたことも、重ねて感謝申し上げます。

先ほど、笹井委員からもお話がありましたけれども、昨今、一般に浴室のある住宅がふえておりますので、銭湯の利用者の方々が減っている中で、一方で、まさに先ほどのお話、外国人の方、観光客の方に人気を集めているのかなと認識しております。ラグビーワールドカップもそうですし、オリンピックもそうなのですが、そうした流れの中で、報告案に

もございましたように、入浴文化や銭湯ならではの魅力というものを、国内外に広める取り組みをぜひ進めていただきたいという率直な感想がございます。

あわせて、衛生的で居心地がよい、まさに日本の銭湯のよさといえますか、安全性も含めて、そういった空間であるということも、ぜひ海外の方にさらに実感していただけるような取り組みを重ねていただけると、私どもとしては非常にありがたいかなと思っております。

いずれにしても、保健衛生という観点から見ますれば、まさに衛生管理、これが第一優先のかなと思っておりますので、どうぞお力添えをいただければと思っております。

以上でございます。

○梅崎会長 続きまして、浜委員、お願いします。

○浜委員 生活文化局長の浜でございます。

まずは、小委員会の委員の皆様方、本当に御審議をありがとうございました。

今回は特に消費税率の引き上げが予想されるという中で、利用者の方への影響、それから、浴場経営者の方への影響、双方を考え合わせて、例年にも増して大変難しい御検討をいただいたものと思います。誠にありがとうございます。

私どもは、料金もそうなのですけれども、浴場組合の方々と、今、公衆浴場の活性化に取り組んでおまして、報告書案にもございますが、特に昨年度からの公衆浴場活性化支援実証事業におきましては、公衆浴場組合さんに参加する事業者の推薦でありますとか、事業の周知でありますとか、大変積極的に御協力をいただいておりますし、個々の浴場経営者さんも大変意欲的に参加をしていただいているということで、東京都としても引き続き頑張っていきたいと思っております。

それから、これも報告書案でございます、生活文化局は文化振興も所管しております。来年2020年に向けまして、文化の面からオリンピック・パラリンピックを盛り上げるという「Tokyo Tokyo FESTIVAL」という取り組みを進めておりますが、これに関しましても、浴場組合さんのほうで「TOKYO SENTO Festival」を企画、御提案をいただき、来年の実施に向けて着実に準備を進めていただいていると伺っております。

浴場組合さんを中心に、公衆浴場の活性化に御尽力をいただいているということで、東京都といたしましても、こちらのお手伝いをさせていただきながら、活性化、公衆浴場の経営の継続支援に取り組んでまいりたいと思っております。統制額の見直しと合わせまして、活性化を引き続き東京都としても協力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○梅崎会長 それぞれの立場から御意見をいただきました。これらを踏まえて、さらに御意見のある方は、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、令和元年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について、報告案のとおり決定いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、これより、東京都に対して報告書を提出いたします。

(梅崎会長から猪熊副知事へ報告書手交)

○梅崎会長 ここで、猪熊副知事より一言御挨拶をいただきたいと思います。

○猪熊副知事 東京都副知事の猪熊でございます。

ただ今、梅崎会長から、令和元年公衆浴場入浴料金の統制額に関する協議会報告を、知事にかわりまして、お受けいたしました。

委員の皆様方には、本年2月の協議会において、検討をお願いして以来、短期間に、大変精力的に御審議をいただきました。心から御礼申し上げます。

さて、公衆浴場の入浴料金は、浴場を利用する方、浴場を経営する方、双方の生活に直接影響を与える重要事項であります。

協議会におかれましては、平成26年に改定して以降、据え置かれてきた入浴料金について、社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く環境に加えまして、今回は、10月に引き上げが決定されております消費税率の影響なども踏まえる必要がある中、幅広い視点から御検討いただきまして、御判断いただきましたものと拝察し、その御苦勞に改めて感謝申し上げます。

都といたしましては、今回の報告を踏まえまして、今後、必要な手続を進めてまいります。

都内の公衆浴場でございますが、現在、500軒台までに減少しておりまして、極めて厳しい経営環境下にあるものと承知しております。

そのような中、都では、浴場の事業が継続されるように、昨年度から、浴場に専門家を派遣し、具体的な改善策の助言を行うような東京都公衆浴場活性化支援実証事業、いわゆる「銭湯ラボ」を、浴場組合に御協力をいただき、進めております。

これによりまして、より多くの浴場に活性化の取り組みを実践していただければと考えております。

また、浴場組合におかれましても、利用者拡大に向け、様々な取り組みを自主的にされておられます。昨年度は、都の補助事業を活用して、全浴場を挙げてスタンプラリーを実施されたほか、銭湯内をわかりやすく紹介する案内看板の設置にも、新たに組み込まれております。

都といたしましては、さらなる利用者サービスの向上に努めていただくため、今後とも必要な支援をしっかりと行ってまいります。

最後になりますが、委員の皆様方には、今後とも、東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○梅崎会長 猪熊副知事、ありがとうございました。

なお、副知事は、ここで退席されます。

(猪熊副知事退室)

○梅崎会長 本日の協議会報告につきましては、協議会終了後、都庁記者クラブに、資料を配付することになっております。

その他、昨年度から東京都で実施している公衆浴場活性化支援実証事業について、報告をお願いします。

○猪俣課長 それでは、お手元の参考資料、紙での配付となっておりますが、昨年度の協議会で御説明し、本日も事業として御紹介させていただいております、公衆浴場の活性化対策として東京都が実施している公衆浴場活性化支援実証事業につきまして、昨年度の実績について御報告申し上げます。

資料でございますように、1つ目、◎がございますが、こちらの事業は、公衆浴場の利用者拡大を図りまして、浴場経営が継続していくといった点につなげることを目的として実施しております。

主に3つの事業について、昨年度は取り組んでおりますが、まず1つ目、専門家の派遣でございます。先ほど来、話に出ておりますけれども、公衆浴場組合さんの御協力を得まして、推薦いただいている10の浴場にコンサルタントなどを派遣し、1浴場当たり5回程度派遣させていただき、浴場経営者の方と意見交換を行い、浴場ごとの課題を把握し、具体的な改善策を助言させていただいております。

そちらにございます改善例、こちらは2つございますけれども、これは1つの浴場で取り組まれた例でございます。1つ目といたしまして、垂れ幕の作成・掲出。こちらに何もなかった状況なのですが、これが写真にありますように、垂れ幕を作成・掲出したということでございまして、浴場の存在に気づかない通行者の方への売り込みを強化したと。また、垂れ幕を背景に記念写真を撮る方などもいらっしゃったということで、より親しみやすい浴場に変身したということがございました。

また、PR動画の作成・発信につきまして、助言させていただきまして、ご覧のように、外国語版の写真がございますけれども、銭湯を訪れたことがない方への来店意欲向上を図ったり、店内の様子やアピールポイントを、ユーチューブなのでございますけれども、こういった形で紹介する動画を経営者がスマートフォンで撮影し、SNS等で配信した結果、お越しになられた方もいらっしゃると聞いております。

この浴場さんに関しましては、このほかにも、温かみのある筆文字のポップという字体を使用したり、また、待合スペースの陳列を整理して居心地のよい雰囲気を出したりなど、いろいろな工夫をしたことによって、利用者の方もふえていただいております。

裏面をご覧ください。2番目ですけれども、浴場の経営やノウハウを学ぶ連続セミナーの開催をいたしました。経営者の方、後継者の方、浴場経営にかかわりたい方を対象に、浴場経営者の方や専門家による講義、そして、実践的なワークショップということで、店舗演出をどうするか、営業計画をどう立てるか、情報発信、接客など、サービス面をどう

していくかといった点や、実際に浴場を見学していただいて、その浴場の経営を感じていただくということなどを実施しております。

こちらにつきましては、全6回1コースということで、受講していただきました。

米印にありますように、20名から30名程度の方が受講されまして、新たな取り組み、それから、受講生同士の交流なども促進されたと聞いております。

3番目、交流会の開催です。3つほど交流会を開催いたしまして、1番目「お風呂屋さんの未来を語ろう～SENTO meet-up～」、こちらは都内の浴場で働くことに興味のある方、そして、その方々と、浴場経営者の代表の方に参加していただきまして「未来のSENTO」をテーマとしたグループ討議を行っていただきました。学生の方など、若い方を中心に御参加いただきましたけれども、そういう中で銭湯に興味を持っていただき、例えば働きたいとか、そういうことを醸成していくということで行わせていただきました。

2番目といたしましては「銭湯de異業種交流会」、こちらは銭湯経営等への支援に関心がある事業者の方、個人、法人は問いませんが、そういった方と、こちらも経営者の代表の方に参加していただきました。事業者の方、それから、浴場経営者の方のおのおのによるプレゼンテーションを通しまして、意見交換を行ったり、名刺交換していただくことで、顔をつないでいくということで行わせていただいております。

3番目は、今、御説明しました1番目の専門家派遣と2番目のセミナーへの参加者の交流会を開催させていただきました。こちらはそれぞれ改善例などにつなげていただいたということがございますので、そうした成果を発表して、その成果を皆さんで共有していただき、今後につなげていただくということで開催させていただいております。

この①から③の合計で、約80名の方に参加をいただきまして、例えば②の異業種交流会ですと、異業種の方同士ですね。経営者と事業者の方同士という交流もありますが、事業者間での交流も促進されたということもございました。

こうした①から③の事業を行いまして、大体8割から9割の方から、よい評価をいただいております。

4番、こうしたことを踏まえて、事業成果の共有が必要でございますので、1つ目、都や公衆浴場組合のホームページ等を通じまして、こうした取り組みを発信しまして、公衆浴場業界の皆様方全体で成果を共有していただくということ。

それから、好事例の紹介等によりまして、多くの浴場の方に今年度も事業実施していく予定ですので、事業に参加いただき、新たな取り組みを促進してまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、公衆浴場活性化支援実証事業の昨年度の実績について、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いします。

○猪俣課長 本日、協議会報告を頂戴いたしましたが、統制額につきましては、本協議会

の御意見に基づきまして、都知事が指定いたします仕組みとなっておりますことから、今後、必要な手続を進めてまいります。

また、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、報告書の取りまとめに御尽力いただきましたことに対して、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

また、事務的なお話になりますが、お帰りの際には、エレベーターをおりた1階におきまして、おつけいていただいております「一時通行証」をゲートに併設されております回収機に御返却いただいて、ゲートを通過していただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○梅崎会長 それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、長時間にわたり、会議の進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

午後3時57分閉会